



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「横断歩道がない交差点で」

【事故概要】

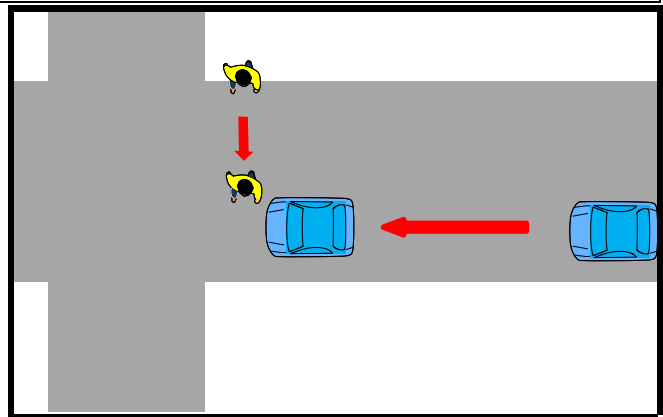
横断歩道がない交差点で、道路を渡ろうとしている歩行者を見つけたが、車の接近に気づいて渡るのをやめようと考え、そのまま進行したところ、横断してきた歩行者と衝突したもの。

ドライバー語録

「何で無理に道路を渡るんだよ。危ないじゃないか！」

「車が近づいて来るの分かるでしょ。」

「横断歩道がない場所を渡るのはダメなんじゃないの？」



「歩行者優先」で！

道路交通法では、「交差点や交差点の近くの横断歩道のない場所で、歩行者が道路を横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはならない」と規定されています。

また、歩行者の側方を通過するときは安全な間隔を保ち、子供や高齢者、通行に支障のある歩行者等が道路を通行しているときは一時停止または徐行をして、その通行を妨げないようにしなければなりません。横断歩道がある場所はもちろん、横断歩道がない場所であっても、「歩行者優先」が大原則ですよ。



危険回避の選択は「ブレーキ(減速)」が最初！

察知した危険を回避する方法には、「ハンドル操作」と「ブレーキ(減速)」がありますが、最初に選択してほしいのは「ブレーキ(減速)」です。「ハンドル操作」での回避中は、そのままの速度でクルマが進んで行きますが、「ブレーキ(減速)」を踏めば、クルマの速度が落ち、察知した危険場所までの到達時間が長くなり、その分、気持ちにも余裕が生まれるものです。当然、危険の度合いによっては「ハンドル操作とブレーキが一緒」の場合も考えられます。



子どもを事故から守ろう！

4月は入学や進学のとおりですが、児童・生徒の登下校時や放課後などの時間帯で、事故が多くなる時期でもあります。子どもは、急に飛び出したり、予測がつかない行動をとる場合があります。ドライバーの皆さんは、細心の注意と安全運転に心がけ、みんなで交通事故ゼロを目指しましょう。

「第29回セーフティ123キャンペーン参加募集」について

「セーフティ123キャンペーン」は、宮城県内で実施している県民参加型の交通安全キャンペーンで、今年で29回目となります。

セーフティ123は、毎回2万人以上の方々にご参加いただいております。模範運転を実践し、正しい交通マナーを習慣付けていただくとともに、宮城県の交通安全県民運動である「マナーアップみやぎ運動」を広く県民にお知らせし、悲惨な交通事故を減少させることを目的としています。

☆キャンペーン実施期間☆ 令和4年6月15日から令和4年10月15日までの123日間

- 3人で1チームを組み、実施期間中の無事故・無違反に挑戦していただきます。

参加方法：1チーム3人でのお申込み(1チーム 2,400円、お1人様当たり 800円)

- 123日間の無事故無違反を達成されたチームには、抽選で賞品を贈呈します。
 - 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。
 - ・ 1年以上の無事故無違反を達成された参加者にはSDカードも送付されます。
 - ・ SDカード優遇店では、SDカードの提示により割引や優遇特典を受けることができます。
- ※ SDカード優遇店の詳細は「SDカード優遇店検索」をご覧ください。

参加について

募集期間「令和4年4月28日(木)から令和4年6月14日(火)まで

4月下旬から、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置き「応募申込みパンフレット」をご覧くださいの上、お申し込みください。

協賛について

協賛金は「1口1万円、1口以上」から、又は協賛品を受け付けております。参加者の励みとして、また、キャンペーンを盛り上げるためにも、ぜひ協賛をお願いします。

協賛金等は、無事故無違反を達成したチームに贈呈される賞品の購入に活用させていただきます。

ご協賛企業団体名は、県公式ウェブサイトや、セーフティ123キャンペーンパンフレットなどに掲載して広くお知らせします。

協賛金お振込先

- ◆口座名義：みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会
- ◆口座番号：七十七銀行県庁支店 普通 9045881

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和4年4月から窓口の一部変更があります。

交通事故 相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）
--------------	--

窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の第3金曜日
北部地方振興事務所県民サービスセンター（※リモート相談のみ、要予約）	0229-91-0701 内線216	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の第3火曜日
東部地方振興事務所県民サービスセンター（※リモート相談のみ、要予約）	0225-95-1411 内線3040	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター（※リモート相談のみ、要予約）	0226-24-3186	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ